

陸運業に働く人々の安全と健康の確保をめざして

陸運事業者と荷主等事業者が共同宣言文書に調印

～ 荷主団体を拡大しました～

筑西労働基準監督署では、陸上貨物運送業で働く労働者の安全と健康の確保対策を推進しており、そのため、荷主・配送先（以下、「荷主等」という。）事業者が協力し、労働災害の防止を共同で取り組むため、平成 23 年 8 月、荷主等事業者を代表し社団法人筑西労働基準協会と陸運事業者団体である陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会の両者において、共同、協力して自動車運転者の災害防止に取り組むことで合意し、共同宣言文書を調印しています。

このたび、新たに荷主団体であるコンクリート製品製造業災害防止協議会（会長 大野 豊）と陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会（会長 小倉 重則）において、共同宣言にある実施事項に同意し、9月18日、共同宣言文書に調印しました。

筑西労働基準監督署管内には、コンクリート製品製造業が多く、構内での陸運事業者の荷役作業の災害防止の協力をお願いしているところですが、この共同宣言により、一層の安全対策が図られることが期待されます。

「共同宣言調印式」

実施日

平成 27 年 9 月 18 日（金）午前 10 時より

場 所

筑西労働基準監督署 1 階会議室 （筑西市下中山 5 8 1 - 2）

出席者

コンクリート製品製造業災害防止協議会 会長 大野 豊

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会 分会長 小倉 重則

筑西労働基準監督署 署長 小室 順 ほか



写真は、共同宣言の調印を終え、握手を交わす大野会長と小倉分会長（左から）。中央は小室署長。